

宝塚市公告第 67 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、都市計画の決定に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、宝塚市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この都市計画の案について、宝塚市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年(2025 年)10 月 6 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画生産緑地地区の変更

（安倉北 6 生産緑地地区ほか 26 地区）（宝塚市決定）（案）

2 縦覧期間

令和 7 年(2025 年)10 月 6 日から令和 7 年(2025 年)10 月 20 日まで

3 都市計画の案の縦覧場所

宝塚市都市整備部都市計画課

4 意見書の提出方法

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び第 1 項の都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、宝塚市東洋町 1 番 1 号宝塚市都市整備部都市計画課に提出するものとする。